

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第40回）

第1 日時

令和3年6月4日（金） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

生野考司、石川さおり、伊島順子、磯田三津子、加藤学、岸規子、甲原裕子、坂下裕一、立山優二、寺田治子、畠玲子、桃木茂、山本英雅、湯川浩昭（五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）須川智裕、細谷弘治、遠藤辰治、林絹子、大山恵美、宮崎裕子、土屋奈緒美、池田友、小野賢一郎、島田貴士

（事務局）高橋伸生、佐藤奈緒美、阪本恵子

第4 議題

「少年保護事件における「保護者」について」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 退任委員紹介

（孝橋委員、本田委員、鈴木委員、武藤委員、吉田委員、大場委員、水谷委員）

3 新任委員紹介

（生野委員、湯川委員、加藤委員、石川委員、山本委員、寺田委員、桃木委員）

4 委員長互選

5 議題「少年保護事件における「保護者」について」

保護者が家裁においてどのような位置付け（役割）であるのか、具体的にどのような形で家裁の手続に参加しているのか、DVDも視聴しながら現状について説明し、意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者、○は外部委員の発言内容）

（1）意見交換事項1 「少年審判手続における保護者に対する働き掛けについてどのように考えるか」

● では、意見交換事項1 「少年審判手続における保護者に対する働き掛けについて、どのように考えるか」について、委員の皆様からご発言をお願いします。

○ DVDを拝見し、その中で専門家の方々が非常に良くかみ合って精力的な働きかけをし、理想的な形で更生に導いていくことができたと思い拝見しておりました。ただ、今回のDVDのケースは非常に理想的な形で進行しましたが、進行が困難な事件の割合はどのくらいなのか、これはちょっと感覚的なものだと思うんですけども、

それをお聞かせいただければと思います。

- 当庁で、少年事件を担当しております裁判官です。割合を数字でお話しだすのは難しいところではあります。DVDに出てきたような試験観察にした少年のケースで言えば、失敗というか、悪化するような例というのはそんなにないと思います。あのDVDに出てきたように本当にうまくいく例というのは、正直そこまで多いわけではないと思いますけれども、少年は変化しますし、親御さんも変化していくのが大半と言つていいのかもしれません。

それはなぜかというと、身柄を取られるような事件を起こしてしまった少年自身、あるいは親自身がかなり危機感を抱いていますので、そういった自分の中の危機感が成長するバネになっているところがあるのかなと思っています。

- 調査官から見てどんな感じでしょうか。
- DVDでは、鑑別所に入って身柄を取られた少年の事案を扱っておりましたが、家庭裁判所調査官の普段の調査での働き掛け、保護者への働き掛けの中でいろいろと少年や保護者とやりとりをしておりますと、身柄を取られたりというような大きな体験をされていなくても、もう少し軽い事件といいますか、身柄を取られたりしない事件の中であっても、調査の中でいろいろな働き掛けをすることによって気付きや変化は起こるというものが、感覚的なものとしてはあります。働き掛けの中身につきましては、この後また家庭裁判所調査官から調査の説明などを行う予定ですが、協力して取り組んでいく中で変化もみられ、やって良かったなど感じられることが多いです。

- DVDの事案は、先ほどご発言のあったとおり、非常に理想的なご家庭であったという感じがしますが、私は高等学校で鑑別所から帰ってきたようなお子さんがいる教室を見たことがあります。そういう場合に、非常に明るく元気に鑑別所から帰って活動していたということがあり、本当に反省していたんだろうかという風に見ているところです。

それから、経緯はどのようなものであるにせよ、親の責任の問題という点について、家庭裁判所が非常に手厚くやっておられるのは理解できるのですけれども、恐喝したということに対する言い訳というものがいろいろと出てくるだろうと思うのです。

よくあるのは子供が子供をからかったんだというような形で親の責任を逃れるというケースで、そういうような言い訳をする親御さんもかなりいらっしゃるんじゃないかなと思います。そういう場合は、教員としても、親を諭したりとか、教育的な指導をするということが非常に困難になるということになります。

今のDVDのケースでは、まずは家庭環境とか親子関係といったコミュニケーションを成立させることを第一に考えておられたと思うんですけれども、そういった親の責任というものに関して保護者にどういうところで自覚させる機会を持たせていらっしゃるのかということをお伺いしたかったのですけれども。

- また次のテーマにもかかると思うのですが、特に親への働きかけという点ではどうでしょうか。

- 被害者側に若干の誘因が見られる場合に、親、少年ともどもどう考えさせるかというのは大変難しい話だと思っております。

理想的に言えば、そういうものも含めてすべて聞き出していかないと、多分、自分のやったことの本当の意味っていうものが分かってこない、形式的に言うだけでは、例えば、相手に誘因となる行動があったからといっても恐喝しちゃだめでしょ、手を出しちゃだめでしょって言うと、少年は反論できなくなってしまう、当たり前のことを言われるわけですからね。

でも、やはりわだかまりというものは残っているものなので、このわだかまりをどう引き出すかというのが大変難しいところだと思います。今、少年の方に焦点をあててお話をしましたが、親の場合はさらに難しくなる。少年の場合はまだ社会性が備わっていないのでこのように考えるのもある意味仕方がないところがありますが、親がこういう考え方で固まってしまうと、なかなか確かに難しいというのが率直な感想です。

そのようなケースであっても、被害者の親からみたらどう思いますかねという声掛けはできるのでしょうかけども、ただ、やっぱり相手が悪いという受け止めをするケースもありますので、正直難しいと感じているところではあります。その点も含めて意見交換できればいいと思っております。

- (2) 意見交換事項2 「保護者としての義務や役割の認識が不十分である保護者への働き掛けについて、家裁として更に工夫すべきことは何か」

- 今の説明について、ご質問でも結構ですし、ご意見でもご発言でも結構です。何かありますか。

○ 皆さん、先ほどのD V Dを前提にいろいろな御意見をおっしゃっているのではないかと思って一応述べさせていただきます。あの事案は試験観察という設定でしたが、私は試験観察の事案というのはそんなに多いものではないというふうに認識しております、通常は身柄を取られた事件ですと、このしおりにも書いてあるとおり、観護措置といいまして家庭裁判所の方で鑑別所に送致するわけです。そして、そのような決定が出ましたら、4週間以内に審判をしなければならないということになりますので、調査官の方の働きかけ等も、4週間という期間の中で基本的には行われるということです。さらに言うならば、観護措置の前の段階は、裁判所は関与していないわけです。その観護措置の前の10日ないし20日間という、本人が警察に勾留されている期間には、基本的には弁護士が、弁護人として、のちに付添人に変わることはありますけれども、関わっているわけです。ただ、弁護士が関わったとしても観護措置から審判までが4週間ですとトータルでもせいぜい2カ月弱、その程度の期間ということになってしまふと思うんです。そうすると、こういう役割を果たしていない、認識していない保護者の方への働きかけというのは、極めて難しい面がどうしてもあります。たとえば私どもの立場からは、そういう保護者の方にも審判等に向か、少年ご本人にとってのなるべくいい方向での解決を考える中で、当然、いろいろと働きかけを行うわけです。こういう場合にはこういうことが考えられるというふうに被害弁償などを含め

て我々の立場から親御さんにいろいろと働きかけを行うのですが、先ほど裁判官委員からもお話があったとおり、子供さんは可塑性があるんだけれども、親が非常に確固としてしまっており、私はこうだつていう感じで、そんなのは子供が悪いんだから子供に委ねるしかない、私はこういう風にやるんだからどうこう言われる筋合いはないというスタンスで、非常に強固な方がおられるんですね。これは難しい、本当にちょっとどうしようもないなと思うような場合もけっこうあるというふうに思っております。

ですので、今回の議題といふのは、問題意識を持たなければいけない部分ではあるのですが、困難な問題をはらんでいるんだなというふうに個人的には思わざるを得ませんでした。それから、もう一点ですが、今日の課題に関して事前に送付いただいた資料の中で、現代の保護者の置かれた社会事情等という記載があったので、この点について今日、裁判所から何か言及があるのかと思っていたのですが、今のところそういう話がなかったので、これはどんなことを意識されているのかなということをお聞きできればなと思いました。

○ 先ほどのDVDの保護者はとても素直で、物わかりのいい方たちで、ああいう人はそんなにいないのではないか、理想的なケースを紹介していただいたのだろうと思います。私が少年刑務所で教誨をやる中で、色々な話を面談などを通じて聞きますと、ほとんどの子供は家庭が崩壊しています。両親揃っていた人にはまだ1回も会ったことがない、ほとんどが良くて片親ですし、その親もどこにいるかわからないというような場合もあります。

そのような状況の保護者に保護者の責任だから裁判所に来てくださいと言っても、来ないような人もすごく多いのではないかと思いますが、そういう親に対して、保護者としての指導を受けさせる強制力というのは法的にもあるのでしょうか。それがひとつの疑問点です。それから、強制力があるとして、今回のDVDのケースのように素直ないい親ではなく、本当にもう大変な保護者であった場合に、指導する方法というのはあるのでしょうか。子供の問題というのは、結局元をたどればその子の親にあって、もっとたどると問題はその親にあるというケースがあるようになります。そのようなことについても実情を聞きたいなと思います。

● 今ご指摘いただきました親に対する強制力という点に関して先にお答えさせていただきますけれども、審判において、保護者は裁判所の呼出に応じて出席する義務があるということになります。審判では、保護者を呼び出さなければいけないというふうに規定されておりますので、その結果、法律的、観念的には出席義務があるということになります。親に出席してもらえないケースで、本当に親が来ないといけないという場合は、強制的に同行状という形で連れてくることも制度上は可能なのですが、保護者に来ていただく理由というのは、最終的には一番最初に言及しましたように保護者の役割からであって、裁判所の行う少年に対する働きかけの援助をしてもらうことを目的としたものになります。ですから、同行状で強制的に引っ張り出して働きかけの援助をお願いするというやり方はなかなか実現が難しいと思っております。もちろん呼出状は出しますけれども、それ以上に同行状を出して引っ張ってくることがあるかというと、正直ほとんどないというような状況になっている

かと思います。

それから、少年法上も親に対して働きかけをすることができるということが書いてありますて、逆にいうと保護者の側からみると働きかけを受ける義務があるということになるので、保護者にはそういう観念的な意味での義務があるということになります。わざわざそういう条文を入れたというのは、なかなか来てくれない親がいるので、一応、条文上、義務があるんだというものを入れたということになります。

○ お話を聞かせていただきまして、私の立場で感じたことを申し上げます。先ほど「期待されている役割を十分に認識していないと思われる保護者への対応」の2番の、「少年の非行の原因に家庭内暴力があることがうかがわれるものの、自覚がない保護者に対して」という点に関し、こうした家庭にはDVがあるかもしれないと思いながら聞いておりました。先ほどのDVDのご家庭は理想的に話が進みましたけれど、家庭の中では、お父さんの力がものすごく強くて、お母さんに対し「女は家で子供を育てる」「子育ては任せる」と要求するような支配的な関係にあった可能性も少なくないだろうなと思いました。お子さんは家庭に戻る可能性もあるので、DV的な視点を親御さんの方にも持ってもらえば、私の立場からはありがたいと思いました。

また、少年事件の中には、付き合っている女の子に対してストーカー的なことをしたり、性被害を与えたり束縛するようなことをしたりする、いわゆるデートDVのような犯罪もあると思われます。裁判所の方が、そういったお子さんがいる親御さんと話す機会があるのであれば、DVについて気づきを促していただければありがたいと思います。

そのような視点が裁判所の方のマニュアル等の中にあるのかどうかを教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

● 前提として、先ほど、別の委員からお話があった、ほとんどの人に両親がおらず、よくて片親であるという点については、この方がお勧めのが少年刑務所であり、収容されている人の大多数が実は成人であって20歳を超えていて、しかも犯罪ということになっている状況ですので、かなり度が進んだケースが集まっていることになります。少年事件の場合はその一步手前ではあるので、確かに片親の子はとても多いですけれども、少年刑務所よりは、両親揃っている例が多いのではないかと思っています。

そして、DVの問題というのは、確かに実務をやっていて、とてもよく見受けられる話です。粗暴犯、あるいは粗暴犯に限らず、他の犯罪あっても、親のDVを見てそれがいやで家出したりという例がありますので、DVが背景にあることはよく感じています。

私は裁判官なので、審判を担う立場から言いますと、DVがその少年の犯罪性のひとつきっかけになっているという事案で、親がそのことを自覚していない場合には、まず少年に、どうしてこういう非行になったの、どうして家出したの、っていうような話を聞いていくようにします。そうやって少年の話を聞いていくと、だいたいそこに行きつきますので、それを親に聞いてもらうということはやるように心がけています。調査の段階でどのような働きかけを行っているかについては、調査官から説明いたします。

● 調査の中でも、DV、あるいはDVの問題だけでなく、家庭内や両親のいろいろな不和であるとか、家庭内での少年に対する影響みたいなものが背景にあって、非行行動に繋がっているということは非常によく感じられることですので、調査の中でも少年に対してそういったところについて時間をかけて話を聞くようにしています。

その中で出てきた問題について、審判の場であれば保護者は同席ですので、その場で聞いてもらうことになりますが、なかなかそういうことは少年から言い出しにくいこともありますので、調査の場合では、場合によってはいったん少年と保護者を分けて、少年からうまく聞き出し、ちょっと場面を変えて保護者に対し、決めつけるような言い方をしないよう気を付けながら事情を聴くと、家庭内の不和といった問題、例えば母親が父親から受けていろいろなことで母親自身が悩んでいたりするようなことが出てきたりすることがあります。そういうことは事案に応じ、いろいろ考えながら対応していくことになりますので、マニュアルというような文章化したものはありませんが、面接の中でのやり取りや、働きかけを通じて個別に対応していくことになります。

○ 先ほどから、親子でボランティア活動をさせるとか被害を考える教室に親子で参加させたりするといった形で、必ず親子、要するに家庭内でこの問題を解決しようというところが前提にあるような気がしております。一点質問なんですかけれども、親御さんにですね、ほかの外の団体に頼るような働きかけ、例えば他の団体を紹介するとか、そういう助言みたいなことをされることはないのでしょうか。うちにこもっているのではなくて外に開かれて、要するに子供にとって重要な他者というのは必ずしも親だけではないという気がするんです。真の信頼関係を築くのであれば、それは他者でもいいわけで、そういう時に初めて自立できるのだとすれば、親にそうやって助言を促すことも可能なのかと思って伺いたいと思いました。

● 外の団体、例えば、今は発達障害がうかがえるお子さんというのが非常に多くおり、裁判所に関わってくる前からすでにそういう支援を受けている、医療機関にかかっていたりするようなお子さんも実際にいらっしゃいますし、調査の中でも、他の施設があるということを伝えるということをやってはいます。ただ、裁判所という機関の特質上、直接繋がるということはできないところもありますので、こういうところもあるから行ってみられたらどうですかというような形で親御さんに紹介するという形で働きかけを行っています。

○ 調停委員です。友の会という団体がありまして、その中ではやっぱり少年への働きかけというのを行っております。この辺ですと主な活動場所は別所沼になりますが、親御さんと子供と一緒に別所沼で草取りの作業をしたり、花植えの作業をしたりというような形で、少年や子供たちを、みんなで協力して、温かく見守るというようなことをやっております。

それから、やはり学習の遅れているお子さんもいますので、学生ボランティア、たとえば埼大の学生などが、勉強の遅れている子供たちの学習を援助するというような形で、子供に対してだけでなく、ある程度親御さんにも関わっていくということをやっております。ただ、役割を認識しないと思われる保護者への対応というところまでは私たちもお手伝いができ

ない。協力的な親御さんであればそうところに子供さんを参加させたり、学習指導を受けさせたりといふことも協力的にやってくださいますので、私たちもそいつた場面でお手伝いできるというふうに思っております。

○ 先ほどのDVDでは、少年といふのは、本当に少年なんですよね。ただ、少年といふのは20歳前の19歳までいると思うので、年齢に応じて対応の仕方といふのはかなり違ってくると思うのですが、いかがでしょうか。18歳から19歳、結構19歳のちょうどはざまの年代の人も結構犯罪を起こすことがありますよね。そいつた時に、先ほどのDVDの少年はとても素直でいい子でしたが、もう成人にはほとんどなっているけれども少年といふ立場の子に対して、指導の仕方といふのは変わってくるのでしょうか、同じなのでしょうか。19歳までの子であれば、みな、DVDで出てきたような感じで対応しているのでしょうか。

● DVDの事例の少年は中学生ということですけれども、従来、14歳、15歳の少年については、年少少年といふ言い方をしていました、16、17が年中少年で、18、19歳は年長少年といふ言い方をしていたんですけども、年齢によってやり方を変えているかというと、私は年齢によって変えるということはあまり意識しておりません。重要なのは、その少年の問題点は何であって、そこにどう働きかけばいいかを考えることだと思います；それは当然少年ごとに変わってきますので、同じ14歳の子でも違ってきますし、同じ19歳であっても違ってきます。ただ、一人一人の少年に合わせていく中で、一般的にみれば確かに14歳の子と19歳の子とではやり方、対処の仕方が変わってくる部分はあるのだろうと思います。一般論として、19歳くらいになると学校はすでに終わっている子が大半になってきていて、そのような状況で裁判所に係属するとなると、少し非行性が進んでいる子が多いというのが実情ですから、結果的に手厚い保護が必要になることが多いという点では年齢によって対応が違ってくるというふうに言えるのかも知れませんが、まあ、そのくらいの感触に留まるのであって、要はその少年にとって最適なことは何なのかという目で見ていくので、年齢によって対応に差を設けるということを意識することは今のところありません。

○ ありがとうございます。私は民生委員といふ立場で、児童委員も兼ねておりますので、何かがあった時には、その子のことを一番に見て考えましょうという立場です。ですから、やっぱり少年のことは一番に考えてもらうことが大切だし、やはり問題の根源は家庭にあるというふうに考えています。問題がある子供といふのは必ず家庭に何かがあるということとして、やはり親御さんにもきちんと自分の成育歴のところから考えていただければいいと思うのですが、先ほどのお話ではそういう指導もやってくださっているということでしたので、私もそれは強く言いたいところです。ありがとうございます。

○ わたくしは、感想といふことになってしまふかと思うのですが、非常に難しいテーマだったと思います。できれば保護者の方も付添人も、みんな少年の更生を願って、目的は一緒だよということを理解し、少年の健全育成に向かって何が問題で何をどうしたらいいのか、どうしたらこの子のためになるのかを一緒に考えていただけるといい。そういう保護者が

一番ありがたい、貴重だというふうに思います。なかなかみなさん自分に余裕のない時代な
のかなあと思いますが、本当に勉強になりました、ありがとうございました。

● ご発言ありますか。それでは時間も迫ってまいりましたので、貴重なご意見ありがとうございました。
今回のテーマにつきましてはこれで終了させていただきます。

第6 次回テーマ等の選定「成年後見制度の概要及び後見制度利用促進基本計画を踏まえ
た家庭裁判所の取組」について

第7 閉会宣言

第8 次回日時

令和4年1月19日（水）午後3時